

用語の説明

〔水道の区分〕

水道事業

一般の需要に応じて水を供給する事業のことで、給水人口101人以上の事業を指します。

簡易水道事業

水道事業のうち、給水人口が5,000人以下の水道のことです。

水道用水供給事業

水道事業者に対して、その用水を供給する事業です。

〔水道事業〕

給水人口

現に給水している居住人口のことです。

（水道）普及率

行政区域内人口に対する給水人口の割合のことです。

有収水量

料金徴収の対象となった水量のことです。

給水原価

有収水量1m³当たりどれだけの費用がかかっているかを表すもので、次式により算出します。

$$\text{給水原価（円/m}^3\text{）} = \frac{\text{経常費用} - \left(\text{受託工事費} + \text{材料及び不用品売却原価} + \text{附帯工事費} \right)}{\text{年間総有収水量}}$$

供給単価

有収水量1m³当たりどれだけの収益を得ているかを表すもので、次式により算出します。

$$\text{供給単価（円/m}^3\text{）} = \frac{\text{給水収益}}{\text{年間総有収水量}}$$

〔水 源〕

表流水

地表水とほぼ同じで、特に水利用の観点から地下水に対していうもので、一般に河川水・湖沼水をいいます。

地下水

地表面下にある水のことです。

受 水

水道用水供給事業からつくられた浄水を受けることです。

取 水

地表水・河川水・湖沼水・ダム水・地下水から適切な取水施設を使い、原水を取り入れることです。

水資源

農業用・生活用・工業用・発電用などの資源としての水のことです。

水利権

河川及び湖沼の水を使用する権利のことです。具体的には、特定の企業、公共団体、一定地域内の住民等が独占排他的に継続して河川水のような公水を引用して得る権利を言います。

安定水利権

河川の基準流量以内か、あるいはダム等の水源施設を建設し人為的に河川の流量を増大させることにより許可された水利権のことです。取水が安定的に継続可能なものを言います

暫定水利権

水道用水等の需要が現実に発生しているにも関わらずダム建設が予定どおり進捗していない場合、緊急暫定的に用水を必要とする際には、許可期限の到来により失効する旨の条項及び基準流量を超える場合に限りその超える部分の範囲内で取水できる旨の条項等を付けて許可される短期間の水利権のことです。

〔水道施設等〕

浄水場

原水を人の飲用に適するように処理（浄水処理という）する施設のことです。

配水場

給水区域へ浄水を給水する施設のことです。

石綿セメント管

石綿繊維（アスベスト）・セメント・珪砂を水で練り混ぜて製造した水道管のことです。長所として耐食性・耐電食性が良好、軽量、安価、加工性が良いことなどが挙げられる一方、短所として強度面や耐衝撃性で劣ることなどが挙げられます。

石綿セメント管は耐震性が低いことなどから、昭和40年代後半以降ダクタイル鑄鉄管等への布設替えが進められてきています。

（普通）鑄鉄管

鉄・炭素・ケイ素からなる鉄合金（鑄鉄）で作られた水道管のことです。ダクタイル鑄鉄管が製造化されたことにより、現在はほとんど製造されていません。

ダクタイル鑄鉄管

ダクタイルとは「延性のある」、「韌性のある」という意味で、鑄鉄に含まれる黒鉛を球状化させたもので、鑄鉄と比べて強度や韌性に富んだ水道管です。

〔経営等〕

収益的収支

一事業年度の事業体の経済活動に伴って発生するすべての収益とそれに対応する費用が計上されたものです。

資本的収支

固定資産の取得に要する支出及びその財源となる収入等で、支出の効果が次年度以降に及び、将来の収益に対応するものを計上したものです。企業会計では損益取引（収益的収支）と資本取引（資本的収支）を区分して経理します。

累積欠損金

営業活動の結果生じた欠損は、欠損を埋めるための手続きが必要となります。前年度からの繰越利益があればその利益によって埋め、残額があるときは利益積立金によって埋め、まだ欠損金に残額があるときは議会の議決により資本剰余金をもって埋めることができます。それでもまだ未処理の欠損金が出る場合は翌年度に繰り越します。これが多年度にわたって累積したものを累積欠損金と呼んでいます。

償却資産

固定資産のうち、減価償却の対象となるものを言います。償却資産は1年以上の期間（耐用年数）にわたって使用されるものなので、資産取得時にその取得価額を費用とせず、その資産の価値減耗の程度に応じて費用化、いわゆる減価償却を行います。

〔水質〕

総トリハロメタン

水道原水中に存在する有機物を前駆物質として塩素処理によって生成します。クロロホルム、プロモジクロロメタン、ジプロモクロロメタン、プロモホルムの各濃度の合計を総トリハロメタンと呼びます。水質基準は総トリハロメタンとして0.10mg/lです。なかでもクロロホルムは発ガン性物質であることが明らかとなっています。

消毒副生成物

消毒の際の副次反応によって生成される物質のことです。水道水の消毒には塩素が用いられていますが、最近、塩素と水中の有機物が反応し、トリハロメタン等の有機塩素化合物を生成することがわかってきました。このような消毒によって生成する副生成物を消毒副生成物と呼んでいます。

病原性微生物

宿主に寄生することで、その個体に何らかの異常（疾病）を起こさせる生物のことです。病原生物、病原体とも言います。

BOD、COD

BOD、CODともに有機物による水質汚濁の程度を示す指標で、数値が大きくなるほど汚濁が進んでいます。

BODは、Biochemical Oxygen Demandの略称で、有機物などが微生物によって酸化、分解される時に消費する酸素の量を濃度で表した値です。

CODは、Chemical Oxygen Demandの略称で、酸化剤を加えて水中の有機物と反応（酸化）させた時に消費する酸化剤の量に対応する酸素量を濃度で表した値です。

〔その他〕

水道統計

厚生労働省において、水道事業の効率的な運営を図る上で必要な業務、施設、水質等の状況を調査し、事業の傾向、性質等を計数的、統一的に明らかにし、整理した統計です。

公営企業決算統計

総務省において、市町村等の普通会計と公営事業会計のうち、公営事業会計における決算状況等を調査し、整理した統計です。

水道ビジョン

厚生労働省において、水道に関わるすべての人々の間で、水道の将来についての共通認識の形成を目指して、平成16年6月に策定されたビジョンのことです。「世界のトップランナーを目指してチャレンジし続ける水道」を基本理念とし、わが国の水道の現状と将来見通しを分析・評価し、水道のあるべき将来像の実現のための具体的な施策や工程が示されています。

地域水道ビジョン

安全・快適な水の供給、運営基盤の強化、技術力の確保等の課題に適切に対応していくための水道事業体の取組を推進するため、厚生労働省では、水道ビジョンを基に、「地域水道ビジョン」の作成を推奨しています。

水道事業ガイドライン

平成17年1月に(社)日本水道協会が水道業務全般を137項目にわたる定量化した数値で算出できるよう全国の水道事業体統一の規格として定めた業務指標(P I : Performance Indicator)のことです。

千葉県水道災害相互応援協定

地震、湧水等の水道災害時における飲料水の早期確保や応急復旧のために、千葉県内の水道事業体、水道用水供給事業体等が千葉県の調整のもとに行う応援活動について取り交わした協定のことです。

第三者委託制度

平成13年度の水道法改正により、水道管理体制強化のため、水道の管理に関する技術上の業務の全部又は一部を他の水道事業者若しくは水道用水供給事業又は当該業務を適正かつ確実に実施することができる者に委託することができるようになった制度のことです。

P F I (Private Finance Initiative)

公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う新しい手法のことで、民間の資金、経営能力、技術的能力を活用することにより、国や地方公共団体等が直接実施するよりも効率的かつ効果的に公共サービスを提供できる事業について、P F I手法で実施し、国や地方公共団体の事業コストの削減、より質の高い公共サービスの提供を目指すものです。

指定管理者制度

平成15年度の地方自治法の一部改正により、公の施設の管理について、公共団体等に限らず幅広く民間事業者も含めることにより、一層効率的な運用を図ることを目的として導入された制度のことです。改正前は、管理委託制度として、受託主体の公共性に着目して、公共団体等に委託先を限定してきましたが、改正により制限をなくした結果、経費削減効果、住民サービスの質の向上を図れば、民間事業者等へ委任できるようになりました。

補完性の原理

公的責務の分担に関して、個人、家族、地域で解決できないことを基礎自治体（市町村）が担い、次いで広域自治体（都道府県）、さらに国が担うべきものとする考え方のことです。

近接性の原理

補完性の原理と同様に、問題はより身近なところで解決されなければならないとする考え方で、基礎自治体（市町村）、広域自治体（都道府県）、政府の順により、身近な規模で処理できない場合、さらに広域の組織がそれを担うものとするものです。